

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008020										
z0500010	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃			C		<p>「不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。</p> <p>同法第2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であるとは言い難いし、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することができる。</p> <p>いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法第1条及び第2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。</p>		5008	5008020	オリックス株	2.1	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃		第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。		<p>本事項については、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において金融庁、法務省はこれまでどおり措置困難と回答している。</p> <p>金融庁は、昭和29年以来の返答を繰り返し、「1999/7金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」における、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」との指摘を受け入れていない。つまり、審議会を開催して報告を受けながら、これを全く無視しているのである。なんのため審議会であったのか。</p>	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第1条、第2条	金融庁 法務省	
								5008	5008020	オリックス株	2.2			<p>審議会の報告がすべて実現されるべきものではないとしても、問題点の指摘に対する真摯な反論がなされてしかるべきである。</p> <p>本要望については、3年前、2年前、昨年と要望し続けているものであり、参考に昨年度及び2年前の要望理由箇所を以下に添付する。</p> <p>*****以下、昨年度の「要望理由」***** 「1999/7金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」においては、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」と指摘されている。</p>		金融庁 法務省			
								5008	5008020	オリックス株	2.3		<p>また、「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である」とも指摘されている。これらは同部会における東京大学法学部神田教授の意見発表資料における同教授の見解と、この見解についての部会のコンセンサスに根ざすものである。いわく、「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるもので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。</p> <p>すなわち、同部会において、出資法は立法論的な妥当性につき再検討する必要があり、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである、ということが報告されたのである。</p> <p>しかるに、金融庁は、昭和29年依頼の返答を繰り返して、措置困難とするのみである。つまり、公費を使って審議会を開催して報告を受けながら、これを全く無視しているのである。</p>		金融庁 法務省				
								5008	5008020	オリックス株	2.4								

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008020	オリックス株	2.5								
								5008	5008020	オリックス株	2.5					<p>なんのための審議会であったのか。審議会の報告がすべて実現されるべきものではないとしても、問題点の指摘に対する真摯な反論がなされてしかるべきである。</p> <p>*****以下、2年前の「要望理由」***** 昨年の規制改革要望において、概要以下の理由により、同様の要望をした。「1999/7金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」において指摘されているとおり、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」これに対し、金融庁は約半世紀も前の昭和29年の従前どりの返答</p>	金融庁 法務省		
								5008	5008020	オリックス株	2.6					<p>を繰り返して、措置困難とする。上記の中間整理では、我が国の立ち遅れた金融のもと国民の利便性が損なわれていることを憂い、さまざまな検討を加えて、我が国金融の発展、イノベーションを図ることが必要であり、一つの必要な検討事項として、「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である」としたのである。上記指摘は、報告書の性格上、非常に短い文章にまとめられているが、この問題意識は、同報告書に添付されている</p>	金融庁 法務省	(「要望理由」欄より続く) 出資法はいわば悪徳業者が跋扈した際に施行したいわば「戒厳令」のようなものでありながら、これを放棄することが法治国家として極めて恥ずかしいことであることは、部会参加者のコンセンサスであった筈であることは傍聴した者には疑いのない点である。上記の金融庁の返答は、「金融関連法制整備との関連で検討中」とするのならば納得できるが、そうした検討すらしないで措置困難としたことは、こうした金融審議会部会に携わった方々の労苦を全く無視するものと非難されても仕方ないものである。何の為の金融審議会部会であったというのであろうか。	
								5008	5008020	オリックス株	2.7					<p>東京大学法学部神田教授の意見発表資料における同教授の見解とこの見解についての部会のコンセンサスに根ざすものである。いわく、『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もある。基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法的な妥当性につき再検討する必要がある)』。</p> <p>(以下「その他」欄に続く)</p>	金融庁 法務省	確かに、同会の成果として改正「投信・投資会社法」が制定され、投資スキームとしての一つのメニューは用意されたが、いわゆる「金融サービス法」の制定はどこかへ消えてしまい、中途半端な「金融商品販売法」が制定されたのみであり、本当に必要とされた法整備は未だ行われていないのである。金融審議会部会の報告がどのように軽んじられるのならば、金融法制の整備はいつまで待てばよいのであろうか。	
								5034	5034180	(社)リース事業協会	18	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃		<p>・第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。</p>	<p>・法人及び個人の金融資産のポトフォリオが大きく変動し、顧客の利便性が向上する。・欧米に遅れをとっている金融のイノベーションに大きく寄与し、金融・経済の活性化が期待できる。</p>	<p>・本事項については、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において金融庁、法務省はこれまでどおり措置困難と回答している。・金融庁は、昭和29年以降の返答を繰り返して、「1999/7金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」における、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」との指摘を受け入れていない。つまり、審議会を開催して報告を受けながら、これを全く無視しているのである。なんのための審議会であったのか。審議会の報告がすべて実現されるべきものではないとしても、問題点の指摘に対する真摯な反論がなされてしかるべきである。(別紙参照)</p>	<p>出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 第1条、第2条</p>	法務省 金融庁	・参考資料(要望理由 補足)

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								管理番号	管理番号		管理番号	管理番号							
z0500020	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	商法296条 社債等の振替に関する法律第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている(商法296条)。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる(株式会社の監査等に関する商法の特則に関する法律21条の7第3項)。	b		社債の発行手続については、会社法上の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。		5008	5008060	オリックス株	6		社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、法務省は「社債の発行手続については、会社法上の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。」と説明している。早期に検討がなされることを要望する。		社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	法務省 金融庁		
								5034	5034160	(社)リース事業協会	16		資本市場における円滑な資金調達環境の整備(3)社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	・資本市場の拡大・活性化。	・社債及び短期社債(電子CP)については、発行に際して取締役会の決議(包括決議を含む)を必要とされている。・社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。・銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	法務省 金融庁		
								5036	5036030	(社)日本船主協会	3		港湾・輸出入手続等の一層の簡素化		全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。	現在、港湾・輸出入手続に係る各府省は、2003年度のできるだけ早い時期に港湾・輸出入手続のシングルウィンドウ化を実現すべく作業を進めているところであるが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより当協会をはじめとする産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものとはなっていない。従って、シングルウィンドウ・システムの稼働後であっても、全ての申請手続について、ゼロベースで見直しを行うとともに、関係官庁による情報の共有化を可能とするよう関連法制度の整備に努めるべきである。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特則に関する法律、コナテナ特例法、出入国管理及び難民認定法等	国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z0500030	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則	輸出入・港湾関連手続について、各府省への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウィンドウ化を図ったところである。	C		従前、提出する様式が異なっていた入出港届の様式を平成7年2月より、税関、入国管理局、港長及び港湾管理者の共通様式とする等、事務の簡素化に努めており、さらに出入国管理に係る手続のうちシングルウィンドウの対象外となっている手続についても、今後電子化の対象とするか否かにつき検討していくこととしているが、予算上の措置等も含め、各方面からの検討が必要であり、現時点において実施予定時期等は不明であることから、要望に係る措置を講ずることは困難である。		5102	5102560	(社)日本経済団体連合会	56		輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現		2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については基が不十分である。シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係府庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。さらに、信頼性が高い荷主の包括事前審査適用貨物については、包括事前審査制度の有するコンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図りたい。	例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通りの紙ベースでの手続きが数多く残されているのが現状である。このままでは、シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながらないことが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による関税手続の特則等に関する法律	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		要望管理番号	要望管理番号							
z0500040	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条	弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。	につきaにつきb	につきaにつきb については検討中	弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第72条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が第156回国会で成立(平成16年4月1日に施行)。		5018	5018070	三井住友海上火災保険㈱	7	弁護士法第72条の見直し		弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱いを認める。他の法律の規定によって行なわることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する	子会社業務の円滑な運用、子会社の統合、事務量及び経費の合理化を図れる。グループの組織再編、合理化。	グループ経営の進む中で、親会社やグループ内の一部の会社に法務部門等を集約することが機能的にも費用的にも合理的であるため、グループ内の会社の法廷外法律事務(法務関連業務等)を相互委託できるようにしていただきたい。	弁護士法第72条	法務省 司法制度改革推進本部	弁護士法は、同法が例外として別に定める場合を除き、非弁護士の法律事務の取扱いを禁止している。同様の規定は税理士法(第52条)、弁理士法(第75条)にも置かれているが、公認会計士法(第47条の2)、司法書士法(第73条第1項但書)、行政書士法(第19条第1項但書)では、法律の規定がある場合は例外としている。
						親会社の子会社の法廷外法律事務を無償で取り扱うことは現行制度においても可能である。親会社の子会社の法律事務を有償で業として取り扱うことと弁護士法第72条の関係については、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)及びこれののちとして作成された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)を受け、司法制度改革推進本部事務局(法曹制度検討会)・法務省において検討しているところである。	5029	5029190	(社)日本損害保険協会	19	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱いを認める。他の法律の規定によって行なわることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する。	子会社業務の円滑な運用、子会社の統合、事務量及び経費の合理化を図れる。グループの組織再編、合理化に資する。	グループ経営の進む中で、親会社やグループ内の一部の会社に法務部門等を集約することが機能的にも費用的にも合理的であるため、グループ内の会社の法廷外法律事務(法務関連業務等)を相互委託できるようにしていただきたい。	弁護士法第72条	法務省 司法制度改革推進本部			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008350	オリックス株	35.1	サービサー法に関する改正要望							
20500050	サービサー法の見直し	債権管理回収に関する特別措置法第2条第1項第12条第1項第18条第5項第20条 債権管理回収に関する特別措置法施行令第1条第2条第3条 債権管理回収に関する特別措置法施行規則第15条	債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならないと規定しており(法第13条第1項)、唯一の例外として「債権管理回収」の文字を許容している。 債権回収会社が取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(法第2条第1項、施行令第1条、第2条、第3条)。 債権回収会社は、法務省令(規則第15条)で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないとされている(法第20条)。 債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であって、利息制限法の制限額を超える利息又は賠償額の支払いの約定がなされている債権については、制限利息・賠償額に引き直すことにより、元利金を含めて請求することができる(法第18条第5項)。なお、過去の利息制限法の制限額を超える利息・賠償額の弁済のうち、貸金業の規制等に関する法律第43条の規定により有効な利息・賠償額の弁済とみなされるものについては、当該制限額以内の額に計算し直す必要はない(事務ガイドライン3-2(8))。 債権回収会社は、債権管理回収のほかに法第12条第1号、第2号に掲げる業務を行うことができ、債権管理回収を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ前記以外の業務を兼業することもできる(法第12条)。	b b b d b	債権管理回収の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 債権管理回収の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 債権管理回収の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 現行制度下で対応可能な過去の利息制限法の制限額を超える利息・賠償額の弁済のうち、貸金業の規制等に関する法律第43条の規定により有効な利息・賠償額の弁済とみなされるものについては、当該制限額以内の額に計算し直す必要はない(事務ガイドライン3-2(8))。 債権管理回収の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。		5008	5008350	オリックス株	35.1	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。 1. 「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。		1. サービサー会社では、通称として「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着していること。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進められるため。	債権管理回収に関する特別措置法(サービサー法)	法務省			
							5008	5008350	オリックス株	35.2		2. 一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。		2. 一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。			法務省		
							5008	5008350	オリックス株	35.3		3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリ・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。 4. 利息制限法超過債権については、実務上、サービサーが取り扱うことできるよう、債務者保護との調整を図りながら、一層の条件緩和を求めたい。		3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリ・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。 4. 利息制限法超過債権については、実務上、サービサーが取り扱うことできるよう、債務者保護との調整を図りながら、一層の条件緩和を求めたい。		3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられている。このため、債務者(SPC)に書面を交付したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならず、事務作業が繁雑となっているため。 4. 利息制限法超過債権については、現行法制でも利息の引き直し計算をすれば取扱いが可能であるが、実務上、利息の引き直し計算が困難であり、取扱いが不可能な状態となっているため。貸金業の規制等に関する法律第43条の規定に基づいて有効な債務とみなされた利息制限法の制限額を超える利息については、サービサーに譲渡された途端に有効性が認められないというは不可解な規制であり、債権管理回収が厳格な許可基準によって法務大臣の許可を得なければ営むことができないことに鑑みれば、規制の合理性が認められない。		法務省	
							5008	5008350	オリックス株	35.4		5. 債権管理回収に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。		5. 兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができないため。		法務省			
							5034	5034250	(社)リース事業協会	25	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリ・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。 (以下「具体的事業の実施内容」欄に続く)		(「具体的規制改革要望内容」欄より続く) 利息制限法超過債権については、実務上、サービサーが取り扱うことできるよう、債務者保護との調整を図りながら、一層の条件緩和を求めたい。債権管理回収に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。 - - - - - (具体的事業の実施内容) ・金融機関、一般事業法人の不良債権処理の促進・金融機能のアンパンドリングに寄与・金融機関、一般事業法人の債権管理回収のアウトソーシングによる業務効率化に寄与 (以下「その他」欄に続く)	サービサーは、商号に「債権回収」の名を用いなければならないが、通称「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着している。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、業務が拡大するなか円滑な事業展開を前向きに進められる。サービサーが取り扱うことのできる債権は特定金銭債権に限定されている。一般事業法人の不良債権処理のニーズ、また、債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われる。流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられているため、債務者(SPC)に書面を交付したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならず事務作業が繁雑。利息制限法超過債権は利息制限法の制限額以内の債権元本を引きなおさなければならないなど規制されている。	サービサーは、商号に「債権回収」の名を用いなければならないが、通称「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着している。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、業務が拡大するなか円滑な事業展開を前向きに進められる。サービサーが取り扱うことのできる債権は特定金銭債権に限定されている。一般事業法人の不良債権処理のニーズ、また、債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われる。流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられているため、債務者(SPC)に書面を交付したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならず事務作業が繁雑。利息制限法超過債権は利息制限法の制限額以内の債権元本を引きなおさなければならないなど規制されている。	債権管理回収に関する特別措置法	法務省	(「要望理由」欄より続く) 利息制限法超過債権は現行法制でも利息の引き直し計算をすれば取扱いが可能であるが、実務上、利息の引き直し計算が困難で取扱いが不可能。貸金業規制法第43条の規定に基づいて有効な債務とみなされた利息制限法の制限額を超える利息については、サービサーに譲渡された途端に有効性が認められないというは不可解な規制であり、債権管理回収が厳格な許可基準によって法務大臣の許可を得なければ営むことができないことに鑑みれば、規制の合理性が認められない。サービサー法所定以外の業務を行うには、法務大臣の承認が必要である。兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができないため。

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	(回答欄)						(要望事項欄)										
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等
z0500060	カジノ実現のために必要な法整備	刑法第185条ないし第187条	カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	b	いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することとなれば、刑法の賭博罪等との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。		5041	5041010	宮崎県	1	カジノ実現のために必要な法整備		<p>カジノは、刑法の賭博及び富くじに関する罪で禁止されており実施することはできない。</p> <p>そこで、我が国においてカジノが実現するために必要な法整備を要望する。</p> <p>それは、刑法改正ではなく、公営ギャンブル同様、刑法35条による違法性阻却事由の根拠となる特別法(カジノ合法化法)の制定による実現を要望する。</p>		<p>現在、観光ニーズの多様化や地域間競争の激化などで、国内観光客のみならず、海外観光客の入込状況においても厳しい状況にある。観光立国を目指す我が国としては、新たなインバウンド戦略の構築が求められている。</p> <p>カジノは、新しい魅力を創造できる有力な観光資源である。そして、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きい期待でき、組織犯罪が入り込まないシステムを持つ健全な産業である。そのことは、国際的にも広く認知されている。</p>	刑法第185条から187条 刑法改正ではなく特別法の制定	警察庁 法務省	カジノ関連新聞記事
							5049	5049010	大阪府	1	カジノ実現のための法制度の整備		<p>関西には、大都市圏としての賑わいや現代的な娯楽のほか、我が国を代表する歴史と伝統文化、海や山の豊かな自然など多彩な観光資源がある。</p> <p>・りんくうタウンにこのような非日常空間を形成することにより、さらに大阪・関西の観光魅力を高め、国内外からの集客効果による経済の活性化や雇用創出を促進する。</p>	<p>・現行法上、カジノは、刑法の「賭博及び富くじに関する罪」に該当。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においても規制対象。</p> <p>・カジノは、世界の110ヶ国以上で合法化されており、日本においても有力な観光資源として、また新たなゲーミング産業として、地域経済の活性化の有力な手段のひとつとなる。</p>	<p>規制の根拠となっている根拠法令等 刑法第185条・第186条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条、第23条</p>	警察庁 法務省	<p>《添付資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大阪府りんくうエンターテイメント・ゾーン構想」実現に向けた取り組み カジノ実現のための法整備に関する要求活動 地方自治体カジノ研究会 りんくうタウンの特性 カジノの経済波及効果 全国のカジノに関する動き 大阪のカジノに関する動き 	
							5098	5098010	和歌山県	1	カジノに係る賭博関係規制を適用除外する特別法の整備		<p>和歌山県は、温暖な気候、変化に富んだ風光明媚な海岸線、数多くの温泉など自然環境に恵まれるとともに、豊富な歴史・文化資源を有しているため、古くから栄えた観光地を抱えている。</p> <p>しかし、これらの観光地の大半が自然環境や歴史資源に多くを依存し、国民のニーズの多様化に十分対応できていないため、近年、観光客は伸び悩み傾向にある。</p> <p>このため、既存の観光地として集積の高い地域にカジノのような非日常空間を形成することにより、さらに観光魅力を高め、集客効果による経済の活性化や雇用創出を促進する</p>	<p>・現行法上、カジノは、刑法の「賭博及び富くじに関する罪」に該当し、カジノを施行することは禁止されている。</p> <p>・一方で、カジノは、世界の110ヶ国以上で合法化されており、日本においても有力な観光資源として、地域経済活性化の手段となりうる。</p>	刑法第185条・第186条	警察庁 法務省		
							5100	5100190	東京都	19	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備		<p>カジノは、有力な観光資源でもあり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きい期待できる。しかし、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。</p>	<p>カジノ開設</p>	刑法第185条～187条 (賭博および富くじに関する罪)	警察庁 法務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項番号											
20500070	一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与	民法施行法第5条	確定日付ある証書として、公正証書、官庁又は公署においてある事項を記入し日付を記載した私署証書等が規定されているほか、指定公証人が電磁的記録に記録された情報に日付情報を付した場合における当該情報も確定日付ある証書とみなされている(民法施行法第5条)。	C					5038	5038010	アマノ株	1	一定の民間事業者が行うタイムスタンプに対する確定日付としての効力の付与		現状電子的なデータに、指定公証人が日付情報を付し、これに電子署名を付すと、このデータは「確定日付のある証書」とみなされ(民法施行法第5条第1項及び第2項)、民法施行法第4条の「完全なる証拠力」が認められる。 この規制を緩和して、指定公証人以外でも、時刻認証基盤として一定の基準を満たした民間のタイムスタンプ事業者で発行された日付情報(タイムスタンプ)を付した電子データについても同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。	確定日付をオンライン上で自動的にかつ即時に取得することができる技術を組み合わせて、一連の債権譲渡手続をシームレスで瞬時に行える電子取引システムを用いることにより、利用者の利便性が高く、かつ、安価な電子決済サービスを提供する。	電子公証制度による電子確定日付は、その付与申請から取得までの一連の手続きの中で、指定公証人が電子文書の内容を確認するというプロセスが介在するので、付与申請から取得までを自動的にかつ即時に行うことができない。このため、現状、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行えるようなコンピュータシステムを構築するのには電子確定日付の取得が大きな障害になっている。また、指定公証人による電子確定日付を取得するための手数料に加え、電子証明書の発行手数料を別途支払う必要があることから、それらの費用負担の重さも電子確定日付制度の利用者増加を妨げる原因になっている。	民法施行法第5条	法務省	(「要望理由」欄より続く) 一定基準を満たした時刻認証基盤上のタイムスタンプ発行局にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。
									5052	5052010	タイムビジネス推進協議会	1	一定の民間事業者が行う適格タイムスタンプに対する確定日付としての効力の付与		現状、電子的なデータに指定公証人が日付情報を付し、これに電子署名を付すと、このデータは「確定日付のある証書」とみなされ(民法施行法第5条第1項及び第2項)、民法施行法第4条の「完全なる証拠力」が認められる。 この規制を緩和して、指定公証人が電子文書の内容を確認する必要のないものに関しては、時刻認証基盤として一定の基準を満たした民間のタイムスタンプ事業者で発行された日付情報(適格タイムスタンプ)を付した電子データについても同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。	1. 対象電子データに信頼のおける確定日付を即時に付与することができる適格タイムスタンプ技術を組み合わせて、一連の手続をシームレスで瞬時に行える電子取引システムを構築することが可能となり、利用者の利便性が高く、安全、かつ、安価なサービスの提供。 2. 同様の技術により知的財産等の先行証明を行うサービスの提供も可能となる。 3. さらにリアルタイムで取得可能な適格タイムスタンプの長所を生かすことにより従来の公証制度では検証不可能な、ログデータ等への信頼性確保が可能となる。	電子公証制度による電子確定日付は、その付与申請から取得までの一連の手続きの中で、指定公証人が電子文書の内容を確認するというプロセスが介在するので、付与申請から取得までを自動的にかつ即時に行うことができない。このため、現状、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行えるようなコンピュータシステムを構築するのには電子確定日付の取得が大きな障害になっている。また、指定公証人による電子確定日付を取得するための手数料に加え、電子証明書の発行手数料を別途支払う必要があることから、それらの費用負担の重さも電子確定日付制度の利用者増加を妨げる原因になっている。	民法施行法第5条	法務省	(「要望理由」欄より続く) 指定公証人が電子文書の内容確認を行う必要のないものに関しては、一定基準を満たした時刻認証基盤上の「適格タイムスタンプ発行局」にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。
									5056	5056010	信金中央金庫	1	一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与		電子署名法上の認定を受けた民間認証事業者がタイムスタンプを付した電子データについては、電子公証制度における電子確定日付と同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。	確定日付をオンライン上で自動的にかつ即時に取得することができる技術を組み合わせて、一連の債権譲渡手続をシームレスで瞬時に行える電子取引システムを用いることにより、利用者の利便性が高く、かつ、安価な電子決済サービスを提供する。	電子公証制度による電子確定日付は、その付与申請から取得までの一連の手続きの中で、指定公証人が電子文書の内容を確認するというプロセスが介在するので、付与申請から取得までを自動的にかつ即時に行うことができない。このため、現状、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行えるようなコンピュータシステムを構築するのには電子確定日付の取得が大きな障害になっている。また、指定公証人による電子確定日付を取得するための手数料に加え、電子証明書の発行手数料を別途支払う必要があることから、それらの費用負担の重さも電子確定日付制度の利用者増加を妨げる原因になっている。	民法施行法第5条	法務省	(「要望理由」欄より続く) 電子署名法上の認定を受けた認証事業者にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。
									5059	5059010	日本ベリサイン ㈱	1	一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与		電子署名法上の認定を受けた民間認証事業者がタイムスタンプを付した電子データについては、電子公証制度における電子確定日付と同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。	確定日付をオンライン上で自動的にかつ即時に取得することができる技術を組み合わせて、一連の債権譲渡手続をシームレスで瞬時に行える電子取引システムを用いることにより、利用者の利便性が高く、かつ、安価な電子決済サービスを提供する。	電子公証制度による電子確定日付は、その付与申請から取得までの一連の手続きの中で、指定公証人が電子文書の内容を確認するというプロセスが介在するので、付与申請から取得までを自動的にかつ即時に行うことができない。このため、現状、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行えるようなコンピュータシステムを構築するのには電子確定日付の取得が大きな障害になっている。また、指定公証人による電子確定日付を取得するための手数料に加え、電子証明書の発行手数料を別途支払う必要があることから、それらの費用負担の重さも電子確定日付制度の利用者増加を妨げる原因になっている。	民法施行法第5条	法務省	(「要望理由」欄より続く) 電子署名法上の認定を受けた認証事業者にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		事項番号								
z0500080	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大	民法第667条-第688条	民法上、組合員の責任は、分割無限責任とされている(第675条)が、同法は、典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ることについて、現行法上、何らの規制も存しない。	C	-	民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員とによって構成される組合を作ること、現行法上も可能である。ちなみに、有限責任を負う構成員と無限責任を負う構成員からなる法定の団体形態としては、登記制度の備わった合資会社も存しているところである。なお、構成員の責任内容が合資会社と類似する契約形態について、民法上の組合として新たな類型を設けること及びそれについて公示制度を設けることの必要性・合理性等については慎重な検討を要するものと考えらる。		5008	5008200	オリックス株	20.1	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大		昨年度の規制改革要望において、末尾の理由により要望した。これに対し法務省は、つぎのとおり回答した。 「民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ること、現行法上も可能である。」	投資商品の組成に際して、利用し易い制度を確立すべきである。	民法第667条-第688条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律	法務省 経済産業省		
								5008	5008200	オリックス株	20.2		契約自由の原則により現行法上可能であるということはそのとおりであるが、そもそも、こうした契約ができないから法律によってできるようにしてほしいということ要望しているものではない。法務省回答は非常に残念な回答である。 「中小企業等有限責任組合法」を制定することが何故必要であったか、その問題を理解すれば、その問題は中小企業等投資の場合のみに生じる問題ではないことは明らかなのではないだろうか。				法務省 経済産業省		
								5008	5008200	オリックス株	20.3		こうした点については、同法の立法時に刊行された通商産業省中小企業庁振興課編「投資事業有限責任組合法」(財団法人通商産業調査会)の記述(P.9-10)、同書掲載の資料である「ベンチャー企業への資金供給円滑化研究会報告書」の記述(P.215-229)を参照されたい。 問題はいろいろあるが、同法のような法律がなく法務省がいうように契約によって有限責任組合とした場合を考えると、第三者との関係において有限責任組合員は有限責任に留まることが担保されるかという問題である。				法務省 経済産業省		
								5008	5008200	オリックス株	20.4		この点を同法は、組合の名称中の「有限責任組合」なる文字使用規制、登記制度を与えること等によって、予見可能性を確保して第三者を保護し、有限責任組合員の責任の有限性を担保しているものと解される。こうした措置もなく、契約によって有限責任を約束すればよいという考え方で、投資家の投資を導くということこそ問題なのではないか。心あるアレンジャーがこれに躊躇を覚えても当然ではないのか。このような考え方で、現実の利用としては、古い民法が想定している近しい者間の契約という範囲を超えることはできないであろう。				法務省 経済産業省		
								5008	5008200	オリックス株	20.5		投資というのは、いろいろな規模、対象物等があって、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。重厚な有価証券の組成もあれば、簡便な組成もあり、中間的なものも必要である。そうして考えた場合に、我が国にはリミテッド・パートナーシップ法に当たる法律がないかと思うと、平成10年に制定されているが、対象が限定されてしまっているということである。				法務省 経済産業省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								5008	5008200	オリックス株	20.6									
								5008	5008200	オリックス株	20.6			しかし、そもそも、ピークルの法制に何ゆえ、対象を限定する必要があるのだろうか。上記の研究会報告書には、新しい形態の本組合が適用されることにより投資家や組合の債権者を害することは当然あつてはならないことから、法制化による法的保護が与えられる組合の目的、事業範囲を適正に設定する必要があり、この点についての検討もなされるべきである。(上記書籍P.215)としているが、投資家や債権者に法的保護を与えるための法制が濫用されると投資家や債権者を害するといふのは、理解に苦しみ、論理矛盾ではないだろうか。米国においてはこのような制限はないことも考慮すべきである。						(「具体的規制改革要望内容」より続く) *****<以下、昨年度の「要望理由」>*****本事項については、政府の総合規制改革会議の第1次答申(平成13年12月11日公表)において、「合理的かつ健全な事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討すべきである。」とされた。
								5008	5008200	オリックス株	20.7			(要するに、かかる制限が付されたのは、通産省が同法を企画、立案したもので、また管轄するためかかる制限が必要であった。かかる制限がなければ法務省法案となって日の目を見なかった、という縦割り論の帰結と解すれば理解できる。)今後の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。 (以下「その他」欄に続く)						検討の経過・結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に民法上の任意組合について、無限責任組員と有限責任組員との別を約するものに関する制度を確立すべきである。
								5034	5034220	(社)リース事業協会	22	中小企業等投資事業有限責任組合法に関する法律の適用拡大		・組合参加形式の投資は、比較的小規模でコストを押さえたい投資商品の組成方法に向くものであり、多様な投資商品の組成の促進に資する。 ・今後の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。・「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。	・現在、投資を行う際に組合参加の形式をとる場合、商法上の匿名組合、民法上の任意組合、リミテッドパートナーシップなどが利用される。しかしながら、民法上の任意組合については、基本的に組合員が無制限責任を負うために利用が限定されているのが現状である。一方、中小企業等投資事業有限責任組合法に関する法律では、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約について、無限責任組員と有限責任組員との別を約するものに関する制度を確立している。・投資商品の組成に際して、利用し易い制度を確立すべきである。(別紙 要望理由補足 参照)	民法第667条-第688条中小企業等投資事業有限責任組合法に関する法律	法務省 経済産業省	・参考資料(要望理由 補足)		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5003	5003010										
z0500090	滞納税債権の譲渡による回収の円滑化	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条 第2条 第3条	債権回収会社を取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(法第2条第1項, 施行令第1条, 第2条, 第3条)。	b		債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。		5003	5003010	小山宏	1	滞納税債権譲渡		地方自治体が滞納者に対して有する滞納税債権を民法第466条の規定により、債権回収会社に債権譲渡することでより確実な歳入の実現を図り、住民に租税負担の公平感を与え、共に今後予想される国から地方への税源移譲に備えて収納基盤を整備する。加えて地方自治体の自主財源確保の一方策として地域経済の活性化に資するために「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」第2条に定める特定債権に税債権を加える規制緩和を行い、現行法においては徴収事務にのみ認められている徴収事務を債権回収会社に移譲する。	財政逼迫下の地方自治体において市民税・固定資産税等の累積未納額はかなりの額を占めており、自治体の「不良債権」と化している。この「不良債権」を回収する方策として自治体から債権回収会社に滞納税債権を譲渡することにより、地方自治体においてはより確実な歳入確保を実現し、債権回収会社においては業務範囲を拡大し、新規分野への参入が可能になる。債権譲渡後は、譲受人たる債権回収会社が滞納者に対して財債権を有することになり、サービサー法に基づき債権回収業務を行う。	税負担は公平性が重要であり、この見地からも滞納税債権を放置することは「行政の怠慢」と叱責を受けても仕方ない事柄である。滞納市民税・固定資産税等の「不良債権」を確実に且つ迅速に回収するためには債権譲渡による有効な手段と考える。また、現在の経済状況下では債務者所有の物件に差押えや参加差押えをし、強制競売を試みたところで有効な打開策になるとは考えがたい。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省	
z0500100	新株予約権付社債発行における発行日程短縮及び1回の取締役会決議での発行	商法第341条ノ15 同法第280条ノ23	新株予約権付社債を発行する際には行使条件を公告する必要がある(商法341条ノ15, 280条ノ23)。	b		新株予約権付社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。		5008	5008050	オリックス㈱	5	新株予約権付社債発行及び1回の取締役会決議での発行		新株予約権付社債についても、株式と同様に「行使の条件等の決定方法」による公告等が認められるべきである。また、取締役会決議について発行と条件決定で二度開催することなく、一度での決議が可能とすべき。平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等」に係る対応状況において、法務省は「新株予約権及び新株予約権付社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について」の検討がされる予定である。」と説明している。早期に検討がなされることを要望する。		株式と新株予約権付社債とで取扱いを区別する合理的理由は乏しい。本要望により発行日程の短縮が可能となり投資家の価格変動リスクが軽減すると同時に、発行体制の調達の機動性も向上する。	商法第341条の15、280条の3の2	法務省	
								5034	5034150	(社)リース事業協会	15	資本市場における円滑な資金調達環境の整備(2)新株予約権付社債発行における発行日程短縮及び1回の取締役会決議での発行	・資本市場の活性化。	・市場価格ある株式については、公正な価値の決定方法と認知されている方法を決議し、公告等についてもその方法を掲載すればよいとの特例が認められることになったが、新株予約権付社債については、この特例が新株発行に係る商法第280条の3の2に留まっているため、適用できない。・株式と新株予約権付社債とで取扱いを区別する合理的理由は乏しい。・本要望により発行日程の短縮が可能となり投資家の価格変動リスクが軽減すると同時に、発行体制の調達の機動性も向上する。	商法第341条の15、280条の3の2	法務省			
z0500110	事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げ	借地借家法第24条	事業用借地権の存続期間は、10年以上20年以下とされている。	b		現行法上、定期借地権の存続期間については、一般の場合が50年以上と、事業用の場合が10年以上20年以下とされており、20年超から50年未満の間の期間を存続期間とする定期借地権の設定は認められていない。しかし、事業の内容次第では、20年を超える耐用年数の建物を所有することが必要になる場合もあるという指摘もあることから、法務省と国土交通省は、連携をとりながら、民間事業者の情報提供協力を得て、事業用定期借地権の存続期間の上限の引き上げに対するニーズを調査するとともに、弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を慎重に検討していく方針である。		5013	5013010	㈱竹中工務店	1	事業用定期借地権の期間を最大30年とする		借地借家法第二十四条の「存続期間を十年以上二十年以下として」を「存続期間を十年以上三十年以下として」に変更する		・定期借地権の期間は10-20年及び30年以上はメニューとして用意されているが、20-30年の期間が空白になっている。 ・中心地に近い土地の有効活用の場合、より高度利用が求められるため、初期投資が大きくなる。しかし、事業用定期借地権の上限が20年であるため、高度利用をしたのでは採算が取れないケースが多く、定期借地権を利用した市街地の有効利用を妨げている。 ・また一度建築したものを20年で取り壊すのは環境的にも好ましくないと考えられる。	借地借家法第24条	法務省 国土交通省	・定期借地権期間延長の効果

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項番号										
z0500160	更なる信託スキームの活用に関する商事(営業)信託関連法制の見直しを行うこと	信託法	要望理由に記載されたとおりで	b		要望事項についての検討を含む信託法の抜本的な見直しについて、平成17年中を目途に所要の法律案を提出すべく検討に着手したところ。		5035	5035100	(社)信託協会	10	更なる信託スキームの活用に関する商事(営業)信託関連法制の見直しを行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 商事(営業)信託関連法制において、例えば以下の点を緩和するよう、見直しを行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 自己執行義務(信託法26条)の緩和 一定の要件を充たす場合の忠実義務(信託法22条)の緩和 受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等のルール明確化 信託の併合・分割に関する規定の整備 受託者の第三者に対する有限責任の明確化 商事(営業)信託関連法制の実現により、自由度の高い商事的なアレンジメントを認めることは、わが国信託業の更なる発展のみならず、市場機能を中核とした金融システムの構築を通じ、経営全般の活性化にも資する。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託法 信託業法 兼営法(金融機関/信託業務/兼営等に關スル法律) 	金融庁 法務省	(「要望理由」欄より続く) <ul style="list-style-type: none"> 信託の併合・分割に関する規定 証券化業務などにおいては、信託の併合・分割が当該業務の円滑な推進・発展に必要であるが、現行法では規定がない。 受託者の第三者に対する責任 現行法では第三者に対する受託者の有限責任を認める旨の規定がない。 			
z0500170	株主総会日約1か月前時点での総会議案・貸借対照表・損益計算書の開示	商法第232条 同法第283条第2項	株主総会の招集通知は株主総会の2週間前までに発送することとされている(商法232条)。定時株主総会の招集の通知に際して計算書類を交付することとされている(同法283条2項)。	c		株主総会の招集通知の早期化や計算書類等の開示の早期化を法で強制することは、決算期から株主総会までに必要とされる手続等に照らして困難である。なお、会社が自主的に株主総会の招集通知を2週間前までに発送することや計算書類等をインターネット上で公開することは現行法においても可能である。		5054	5054010	三井アセット信託銀行株	1	株主総会日約1か月前時点での総会議案・貸借対照表・損益計算書の開示	<ul style="list-style-type: none"> 【要望内容】企業の決算内容が明らかになる株主総会日約1ヶ月前の段階で、当該株主総会の議案及び(当該株主総会が定時総会の場合には)貸借対照表・損益計算書をインターネットに掲載する等の方法により開示する制度を設けること。 【具体的内容】株主総会の議案については、商法第232条により、招集通知に記載されるが、当該招集通知は会日の2週間前(譲渡制限会社については定款の定めがある場合には1週間前)に発すべきこととされている。 定時株主総会の場合には、商法第283条により計算書類の承認を要するため、当該計算書類が招集通知に記載される(商法特例法上の大会社の場合、同法第16条により株主総会の承認は要しないが、同法第21条の2により参考書類として招集通知に添付される)。 以上により、総会議案・貸借対照表・損益計算書は、株主総会日の2~3週間前に株主に開示される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商法第232条、同法第283条 	法務省	議決権行使事務については、議案書の送付は2週間前だが、発行体への郵送期間等により割かれる期間も入れると、実質3~4日しか議案審議期間が残されていない。これは、委託者等の株主からの負担に比べられる限度が生じるばかりでなく、直接企業との対話等によりコミュニケーションを取る時間も残されていない。従って、機関投資家としての受託者責任を果たす意味においても、議決権行使に係る行使判断における十分な時間を求めるものである。			
z0500180	単元未満株主への共益権付与の廃止	商法第221条	単元未満株主(商法221条)については、議決権とそれに関連する権利以外の共益権が認められている。	b		単元未満株主の権利内容のあり方については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。		5073	5073010	(社)日本自動車工業会	1	単元未満株主の共益権	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年6月の商法改正により単元株主制度が単元株主制度に置き換えられたが、これに伴い単元未満株主にも共益権が付与されることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 商法221条 	法務省	「単元株主制度」の導入(昭和56年改正)時に、単元未満株主については、単元株主と同様に共益権は付与されないものとされたが、これを置き換えたとする「単元株主制度」において、単元未満株主にも共益権があるように変更しなければならない合理的な理由はない。			
z0500190	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	商法第221条ノ2	子会社による親会社株式の取得は原則として認められていない(商法221条ノ2)。	b		子会社による親会社株式の取得の規制のあり方については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。		5073	5073020	(社)日本自動車工業会	2	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 自己株式の取得については、平成13年6月の商法改正により、従来の「原則禁止」から、一定の財源規制の下で自由にできるものとされたが、一方で「子会社による親会社株式保有規制」(商法211条ノ2)については見直しが行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商法211条ノ2 	法務省	旧商法においては、子会社による親会社株式の取得は、子会社を経由した親会社財産の払い戻しであり自己株式取得と同視でき、これを認めると自己株式取得の潜脱手段として利用されるとの考え方から禁止されていたものである。従って、自己株式取得が原則自由とされた以上、その補充規定ともいえる本規定が残置しているのは不合理である。			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0500250	官公庁の入札制度、契約制度の改善					国土交通省が現在運用している電子入札コアシステムを導入することを前提に、現在入札手続を進めている。 入札申込みの様式等については、コアシステムの基本様式(書式)を法務省の書式に一部カスタマイズして使用することになるものと想定される。また、電子入札の様式と紙ベースの様式を合わせる件については、現時点において、基本様式が確定していないことから、今後の検討事項である。		5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。				全省庁	
z0500260	外国人農業研修生受入回数の複数化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	同様の研修を2度に区分して実施することは認めていない。	C	-	提案にあるような同様の研修を2度に区分して行う必要性があるとは考えられず、1年又は6月の期間において研修を一旦実施したにも関わらず、農業研修においてのみ同様の研修を再度行う特異性も認められないことから、当該要望に係る措置を講ずることは困難である。なお、研修の必要性、2度目の研修において初回の研修よりも高度の研修が行われること、初回の研修後の本国における活動による技術移転の状況等を総合的に勘案して、再研修が認められる場合がある。		5031	5031010	北海道	1	外国人農業研修生受入回数の複数化		海外農業研修生の受入について、「1回当たりの研修期間が1年に満たない場合には、その期間に至るまで複数回の研修が可能。」とするよう運用を改める。また、第1回目の研修の修得程度を踏まえ、第2回目以降の研修計画策定を希望する研修生に対し、申請の機会を与える。	海外農業研修生の受入について、「1年又は6月以内」とされており、研修回数は、実態として「1人につき1回限り」として運用されている。我が国では、農業生産の大半が春から秋までに集中することから、1年間の研修を行うよりも6か月の研修を2回実施する方が、より研修効果が期待できるため、研修期間を複数回に分割できるようにする。	研修生の受入は、「研修」の在留期間が「1年又は6月以内」とされており、研修回数は、実態として「1人につき1回限り」として運用されている。我が国では、農業生産の大半が春から秋までに集中することから、1年間の研修を行うよりも6か月の研修を2回実施する方が、より研修効果が期待できるため、研修期間を複数回に分割できるようにする。	出入国管理法第2条の2	法務省	全体研修計画について、当初の申請時から複数回に分けて計画する場合のみ、研修の複数化を認めるよう運用を改めた場合には、天候等の本人の責めに帰さない理由により、第1回目の研修の終了後に、新たに第2回目以降の研修を行うとする計画変更が認められないという問題が生じる懸念がある。このため、当初から複数回にわたる研修計画を策定した場合のみならず、天候等の諸条件による第1回目の研修の修得程度を踏まえ、第2回目以降の研修計画策定を希望する研修生に対し、申請の機会を与えることが適当である。
z0510010	外国人の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条第1項第2号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「留学」の項	特区制度(第2次提案分)において、夜間において授業を行う大学の研究科で教育を受ける留学生に在籍管理がなされる場合には、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格に係る基準を適用しないこと等としている。	C	-	特区における実施状況を勘案し、問題事例等にも配慮しながら、全国展開について、慎重に検討することとする。		5014	5014090	(社)関西経済連合会	9	外国人の在留資格要件の緩和	508	法第7条第1項第2号の基準を定める条例において、「専ら夜間通学して教育を受ける場合」については、「留学」により行うことができる活動から除外されている。構造改革特区に限らず、外国人の在留資格を「夜間大学院」へ留学する場合にも拡大する。	特区内に限って外国人留学生の在留資格を拡大する特別措置を講ずるとされているが、全国的に規制緩和されれば、日本の大学に留学している外国人留学生が、大学卒業後、引き続き日本の夜間大学院で学びやすくなる。	出入国管理及び難民認定法	法務省	当連合会 「大阪インテリジェントアレー推進懇談会中間報告書」(2003年4月)参照	